

## 贈与税の納税猶予に関する適格者証明

### 贈与者の要件

農地等を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいる個人であること。

### 受贈者の要件

1. 贈与者の推定相続人(注⑥)であること。
2. 次の要件のすべてに該当することを農業委員会が証明した個人。
  - イ 農地等を取得した日の年齢が18歳以上であること。
  - ロ 農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと。
  - ハ 農地等を取得した日以降、速やかに農業経営を行うこと。
  - ニ 農業委員会の証明の時に担い手(注⑦)となっていること。

(注⑥)いま現在の状況で相続が発生した場合、遺産を相続するはずの人

(注⑦)担い手とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- a 認定農業者：農業経営基盤強化促進法第12条に基づく農業経営改善計画に係る認定を受けた農業経営者
- b 認定新規就農者：新たに農業経営を営もうとする青年等で農業経営基盤強化促進法第14条の4で規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- c 基本構想水準到達者：農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想に定められた同条第2項第2号に掲げる事項を満たしている者

### 納税猶予を受ける場合

☆農地を生前贈与するためには、贈与する人と贈与を受ける人それぞれの合意が必要となります。

農地を贈与する際、農業委員会で農地法第3条の許可を受ける必要があります。

贈与者、受贈者とも要件を満たさなければ特例の適用が受けられません。

なお、農業委員会で農地法第3条の許可を受けた翌年に確定申告を税務署で行ってください。(申告の際は、農業委員会が発行する「適格者証明書」が必要となります。)

### ◆農地贈与の手続きフロー

1. 農地の贈与契約を締結する  
【農地贈与契約書】⇒【当事者】
2. 農地法上の農地贈与の許可申請を行う  
【農地法3条許可申請】⇒【農業委員会】
3. 農地の贈与登記を行う  
【3条許可書、贈与契約書等添付】⇒【法務局】
4. 贈与税の納税猶予適格者証明願の提出 ⇒【農業委員会】
5. 贈与税の申告を行う  
【納税猶予適格者証明書等添付】⇒【税務署】(翌年の3月15日まで)